

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）（抄）

（飼養衛生管理基準）

第十二条の三 農林水産大臣は、政令で定める家畜について、その飼養規模の区分に応じ、農林水産省令で、当該家畜の飼養に係る衛生管理（第二十一条第一項の規定による焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保その他の措置を含む。以下同じ。）の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）を定めなければならない。

- 2 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行わなければならない。
- 3 農林水産大臣は、少なくとも五年ごとに飼養衛生管理基準に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを改正するものとする。
- 4 農林水産大臣は、飼養衛生管理基準を設定し、改正し、又は廃止しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くとともに、都道府県知事の意見を求めなければならない。

（定期の報告）

第十二条の四 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、毎年、農林水産省令の定めるところにより、その飼養している当該家畜の頭羽数及び当該家畜の飼養に係る衛生管理の状況に関し、農林水産省令で定める事項を当該家畜の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、農林水産省令の定めるところにより、遅滞なく、当該報告に係る事項を当該家畜の所在地を管轄する市町村長に通知しなければならない。

（指導及び助言）

第十二条の五 都道府県知事は、飼養衛生管理基準が定められた家畜の飼養に係る衛生管理が適正に行われることを確保するため必要があるときは、当該家畜の所有者に対し、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより当該家畜の飼養に係る衛生管理が行われるよう必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告及び命令）

第十二条の六 都道府県知事は、前条の指導又は助言をした場合において、家畜の所有者がなお飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（家畜の飼養に係る衛生管理の状況等の公表）

第十二条の七 農林水産大臣は、毎年、飼養衛生管理基準が定められた家畜の飼養に係る衛生管理の状況、前二条の規定により都道府県知事がとった措置の実施状況及び家畜防疫員の確保の状況について都道府県ごとに整理し、これらをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

家畜伝染病予防施行令（昭和28年政令第235号）（抄）

（飼養衛生管理基準を定めるべき家畜）

第四条 法第十二条の三第一項の政令で定める家畜は、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥とする。

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）（抄）

（飼養衛生管理基準）

第二十一条 法第十二条の三第一項の飼養衛生管理基準は、別表第二の上欄に掲げる家畜の種類につき、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

（定期の報告）

第二十一条の二 法第十二条の四第一項の規定による報告は、農場（畜舎等その他の家畜の飼養に関する施設を含む一団の場所をいう。以下同じ。）ごとに、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者にあつては毎年四月十五日までに、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者にあつては毎年六月十五日までに、別記様式第十四号による報告書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- 一 衛生管理区域（農場内において病原体の持込みを防止するために家畜の飼養に係る衛生管理を行うことが必要な区域をいう。以下同じ。）及びその出入口並びに特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な消毒をする設備の設置箇所を明示した農場の平面図
- 二 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするために講じた措置の内容を記載した書面
- 三 衛生管理区域及び畜舎等の出入口付近に設置した特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な消毒をする設備の種類を記載した書面
- 四 畜舎ごとの家畜の飼養密度を記載した書面
- 五 埋却の用に供する土地の確保の状況として次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 埋却の用に供する土地の所在地
 - ロ 埋却の用に供する土地が自己の所有する土地でない場合にあつては、その所有者の氏名又は名称及び当該土地の利用に関する契約の内容
 - ハ 埋却の用に供する土地の面積及び利用状況
 - ニ 農場から埋却の用に供する土地までの距離
 - ホ 埋却の用に供する土地の近隣住民その他の関係者への埋却の実施に関する説明及び当該説明に対する当該関係者の承諾の有無
 - ヘ その他埋却の的確かつ迅速な実施のため参考となるべき事項
- 六 焼却又は化製のための準備措置を講じている場合にあつては、その状況として次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 焼却施設又は化製場の名称及び所在地
 - ロ 農場から焼却施設又は化製場までの距離
 - ハ 焼却施設又は化製場の近隣住民その他の関係者への焼却又は化製の実施に関する

説明及び当該説明に対する当該関係者の承諾の有無

七 埋却の用に供する土地、焼却施設又は化製場を確保していない場合にあつては、これらを確保するための取組の状況を記載した書面

八 次のイからホまでに掲げる家畜の区分に応じ、当該イからホまでに定める頭羽数以上の家畜の所有者（以下「大規模所有者」という。）にあつては、担当の獣医師の氏名及び所属又は担当の診療施設の名称を記載した書面

イ 牛（月齢が満四月以上のものに限る。） 二百頭（次に掲げる牛にあつては、三千頭）

（１）肥育牛（乳用種（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則（平成十五年農林水産省令第七十二号）第三条第二項第八号 から第十号 までに掲げる種をいう。以下同じ。）の雄牛及び交雑種（同項第十一号 に掲げる種をいう。以下同じ。）の牛に限る。）にあつては、月齢が満十七月未満のもの

（２）その他の牛にあつては、月齢が満二十四月未満のもの

ロ 水牛及び馬 二百頭

ハ 鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし 三千頭

ニ 鶏及びうずら 十万羽

ホ あひる、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥 一万羽

九 大規模所有者（馬の所有者を除く。）にあつては、従業員が特定症状（法第十三条の二第一項 の症状をいう。以下同じ。）を確認した場合に家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものの写し

（報告事項）

第二十一条の三 法第十二条の四第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるもの（その飼養している家畜の頭羽数が、牛、水牛及び馬にあつては一頭、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあつては六頭未満、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあつては百羽未満、だちようにあつては十羽未満の家畜の所有者については、第一号に掲げるものに限る。）とする。

一 その飼養している家畜の種類及び頭羽数

二 畜舎等の数

三 法第十二条の三第一項 に規定する飼養衛生管理基準の遵守状況及び当該飼養衛生管理基準を遵守するための措置の実施状況

（通知）

第二十一条の四 法第十二条の四第二項 の規定による通知は、前条各号に掲げる事項につき、文書でしなければならない。

別表第二（第二十一条関係）

飼養衛生管理基準（全畜種一覽）

	(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)	(豚、いのしし)	(鶏その他家さん)	(馬)
I 家畜防疫に関する最新情報の把握等	1 自らが飼養する家畜が感染する伝染性 疾病の発生の予防及びまん延の防止に関 し、家畜保健衛生所から提供される情報 を必ず確認し、家畜保健衛生所の指導等 に従うこと。家畜保健衛生所等が開催す る家畜衛生に関する講習会への参加、農 林水産省のホームページの閲覧等を通じ て、家畜防疫に関する情報を積極的に把 握すること。また、関係法令を遵守する とともに、家畜保健衛生所が行う検査を 受けること。	1 自らが飼養する家畜が感染する伝染性 疾病の発生の予防及びまん延の防止に関 し、家畜保健衛生所から提供される情報 を必ず確認し、家畜保健衛生所の指導等 に従うこと。家畜保健衛生所等が開催す る家畜衛生に関する講習会への参加、農 林水産省のホームページの閲覧等を通じ て、家畜防疫に関する情報を積極的に把 握すること。また、関係法令を遵守する とともに、家畜保健衛生所が行う検査を 受けること。	1 自らが飼養する家さんが感染する伝染 性疾病の発生の予防及びまん延の防止に 関し、家畜保健衛生所から提供される情 報を必ず確認し、家畜保健衛生所の指導 等に従うこと。家畜保健衛生所等が開催 する家畜衛生に関する講習会への参加、 農林水産省のホームページの閲覧等を通 じて、家畜防疫に関する情報を積極的に 把握すること。また、関係法令を遵守す るとともに、家畜保健衛生所が行う検査 を受けること。	1 自らが飼養する馬が感染する伝染性疾 病の発生の予防及びまん延の防止に関し、 家畜保健衛生所から提供される情報を必 ず確認し、家畜保健衛生所の指導等に従 うこと。家畜保健衛生所等が開催する家 畜衛生に関する講習会への参加、農林水 産省のホームページの閲覧等を通じて、 家畜防疫に関する情報を積極的に把握す ること。また、関係法令を遵守するとと もに、家畜保健衛生所が行う検査を受け ること。
II 衛生管理区域の設定	2 自らの農場を、衛生管理区域とそれ以 外の区域とに分け、両区域の境界が分か るようにすること。	2 自らの農場を、衛生管理区域とそれ以 外の区域とに分け、両区域の境界が分か るようにすること。	2 自らの農場を、衛生管理区域とそれ以 外の区域とに分け、両区域の境界が分か るようにすること。	2 自らの農場を、衛生管理区域とそれ以 外の区域とに分け、両区域の境界が分か るようにすること。
III 衛生管理区域への病原体の持込み防止 入りの制限	3 衛生管理区域の出入口の数を必要最小 区域に立ち入らせないようにとともに に、衛生管理区域に立ち入った者が飼養 する家畜に接触する機会を最小限とする よう、当該出入口付近への看板の設置そ の他の必要な措置を講ずること。ただし、 観光牧場その他の不特定かつ多数の者が 立ち入ることが想定される施設において、 当該出入口における手指及び靴の消毒な ど、不特定かつ多数の者が衛生管理区域 に出入りする際の病原体の持込み及び持 出しを防止するための規則をあらかじめ 作成し、家畜防疫員が適切なものである ことを確認した場合、この限りでない。	3 衛生管理区域の出入口の数を必要最小 区域に立ち入らせないようにとともに に、衛生管理区域に立ち入った者が飼養 する家畜に接触する機会を最小限とする よう、当該出入口付近への看板の設置そ の他の必要な措置を講ずること。ただし、 観光牧場その他の不特定かつ多数の者が 立ち入ることが想定される施設において、 当該出入口における手指及び靴の消毒な ど、不特定かつ多数の者が衛生管理区域 に出入りする際の病原体の持込み及び持 出しを防止するための規則をあらかじめ 作成し、家畜防疫員が適切なものである ことを確認した場合、この限りでない。	3 衛生管理区域の出入口の数を必要最小 区域に立ち入らせないようにとともに に、衛生管理区域に立ち入った者が飼養 する馬に接触する機会を最小限とするよ う、当該出入口付近への看板の設置その 他の必要な措置を講ずること。ただし、 競馬場、乗馬施設その他の不特定かつ多 数の者が立ち入ることが想定される施設 において、当該出入口における手指及び 靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛 生管理区域に出入りする際の病原体の特 込み及び持出しを防止するための規則を あらかじめ作成し、家畜防疫員が適切な ものであることを確認した場合、この限 りでない。	3 衛生管理区域の出入口の数を必要最小 区域に立ち入らせないようにとともに に、衛生管理区域に立ち入った者が飼養 する馬に接触する機会を最小限とするよ う、当該出入口付近への看板の設置その 他の必要な措置を講ずること。ただし、 競馬場、乗馬施設その他の不特定かつ多 数の者が立ち入ることが想定される施設 において、当該出入口における手指及び 靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛 生管理区域に出入りする際の病原体の特 込み及び持出しを防止するための規則を あらかじめ作成し、家畜防疫員が適切な ものであることを確認した場合、この限 りでない。
IV 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒	4 衛生管理区域の出入口付近に消毒設備 (消毒機器を含む。以下同じ。)を設置し、 車両を入れる者に対し、衛生管理区域に 出入りする際に当該消毒設備を利用して 当該車両の消毒をさせること（その者が 当該消毒設備と同等以上の効果を有する 消毒設備を携行し、当該出入口付近にお いて当該消毒設備を利用して消毒をする 場合を除く。）。	4 衛生管理区域の出入口付近に消毒設備 を設置し、車両を入れる者に対し、衛生 管理区域に出入りする際に当該消毒設備 を利用して当該車両の消毒をさせること （その者が当該消毒設備と同等以上の効 果を有する消毒設備を携行し、当該出入 口付近において当該消毒設備を利用して 消毒をする場合を除く。）。	4 衛生管理区域の出入口付近に消毒設備 を設置し、車両を入れる者に対し、衛生 管理区域に出入りする際に当該消毒設備 を利用して当該車両の消毒をさせること （その者が当該消毒設備と同等以上の効 果を有する消毒設備を携行し、当該出入 口付近において当該消毒設備を利用して 消毒をする場合を除く。）。	4 衛生管理区域の出入口付近に消毒設備 を設置し、車両を入れる者に対し、衛生 管理区域に出入りする際に当該消毒設備 を利用して当該車両の消毒をさせること （その者が当該消毒設備と同等以上の効 果を有する消毒設備を携行し、当該出入 口付近において当該消毒設備を利用して 消毒をする場合を除く。）。
V 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者 の消毒	5 衛生管理区域及び畜舎の出入口付近に 消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、 消毒設備	5 衛生管理区域及び畜舎の出入口付近に 消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、 消毒設備	5 衛生管理区域及び家さん舎の出入口付 近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対 し、消毒設備	5 厩舎の出入口付近に消毒設備を設置し、 立ち入る者に対し、厩舎に出入りする際 に消毒設備

<p>(6) 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用（豚・いのしし、鶏その他家さん）</p>	<p>衛生管理区域及び畜舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携帯し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。）。</p>	<p>衛生管理区域及び畜舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄又は靴の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携帯し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。）。</p>	<p>し、衛生管理区域及び家さん舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄又は靴の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携帯し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。）。</p>	<p>に当該消毒設備を利用して手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携帯し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。）。</p>
<p>6 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用（豚・いのしし、鶏その他家さん）</p>	<p>6 衛生管理区域専用の衣服（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用するものを含む。）及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している靴の上から着用するブーツカバーを含む。）を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを確実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴並びに当該家さん舎ごとの専用の靴を持参し、これらを着用する場合を除く。）。</p>	<p>6 衛生管理区域専用の衣服（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用するものを含む。）及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している靴の上から着用するブーツカバーを含む。）を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを確実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴並びに当該家さん舎ごとの専用の靴を持参し、これらを着用する場合を除く。）。</p>	<p>6 衛生管理区域専用の衣服（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用するものを含む。）及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している靴の上から着用するブーツカバーを含む。）を設置するとともに、家さん舎ごとの専用の靴（家さん舎に立ち入る際に着用している靴の上から着用するブーツカバーを含む。）を設置し、衛生管理区域及び家さん舎に立ち入る者に対し、これらを確実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴並びに当該家さん舎ごとの専用の靴を持参し、これらを着用する場合を除く。）。</p>	<p>6 衛生管理区域専用の衣服（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用するものを含む。）及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している靴の上から着用するブーツカバーを含む。）を設置するとともに、家さん舎ごとの専用の靴（家さん舎に立ち入る際に着用している靴の上から着用するブーツカバーを含む。）を設置し、衛生管理区域及び家さん舎に立ち入る者に対し、これらを確実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴並びに当該家さん舎ごとの専用の靴を持参し、これらを着用する場合を除く。）。</p>
<p>6 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域へ立ち入る際の措置（馬を除く家畜）</p>	<p>6 当日に他の畜産関係施設等に立ち入った者（家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師、飼料運搬業者、集乳業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようすること。</p>	<p>7 当日に他の畜産関係施設等に立ち入った者（家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようすること。</p>	<p>7 当日に他の畜産関係施設等に立ち入った者（家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようすること。</p>	<p>7 当日に他の畜産関係施設等に立ち入った者（家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようすること。</p>
<p>7 他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域へ持ち込む際の措置（馬を除く家畜）</p>	<p>7 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をすること。家畜の飼養管理に必要な物品を畜舎に持ち込まないこと。</p>	<p>8 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をすること。家畜の飼養管理に必要な物品を畜舎に持ち込まないこと。</p>	<p>8 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家さん若しくはその死体又は当該家さんが生産した卵に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をすること。家さんの飼養管理に必要な物品を家さん舎に持ち込まないこと。</p>	<p>8 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家さん若しくはその死体又は当該家さんが生産した卵に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をすること。家さんの飼養管理に必要な物品を家さん舎に持ち込まないこと。</p>
<p>8 海外で使用した衣服等を衛生管理区域へ持ち込む際の措置（馬を除く家畜）</p>	<p>8 過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の措置を講ずること。</p>	<p>9 過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の措置を講ずること。</p>	<p>9 過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の措置を講ずること。</p>	<p>9 過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の措置を講ずること。</p>
<p>(10) 処理済みの飼料の利用（豚・いのしし）</p>	<p>10 飼養する家畜に食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第十六号）第二条第三項に規定する食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合には、事前に加熱その他の適切な処理が行われたものを用いること。</p>	<p>10 飼養する家畜に食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第十六号）第二条第三項に規定する食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合には、事前に加熱その他の適切な処理が行われたものを用いること。</p>	<p>10 飼養する家畜に食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第十六号）第二条第三項に規定する食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合には、事前に加熱その他の適切な処理が行われたものを用いること。</p>	<p>10 飼養する家畜に食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第十六号）第二条第三項に規定する食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合には、事前に加熱その他の適切な処理が行われたものを用いること。</p>
<p>IV 野生動物等からの病原体の感染防止 9 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止</p>	<p>9 畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物</p>	<p>11 畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物</p>	<p>10 家さん舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物</p>	<p>6 厩舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物</p>

	物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。	物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。	生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。	物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。	物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。
10 飲用に適した水の給与	10 飼養する家畜に飲用に適した水を給与すること。	12 飼養する家畜に飲用に適した水を給与すること。	11 野生動物の排せつ物等が混入するおそれがある水を飲用水として飼養する家畜に給与する場合には、これを消毒すること。	11 飼養する家畜に飲用に適した水を給与すること。	7 飼養する馬に飲用に適した水を給与すること。
(12) 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕（鶏その他家畜）			12 野鳥等の野生動物の家畜舎への侵入を防止することができる防鳥ネット（網目の大きさが二センチメートル以下のもの又はこれと同等の効果を有すると認められるものに限る。）その他の設備を設置するとともに、定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。		
(13) ねずみ及び害虫の駆除（鶏その他家畜）			13 家畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕するとともに、ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために必要な措置を講ずること。		
V 衛生管理区域の衛生状態の確保	11 畜舎その他の衛生管理区域内にある施設及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。注射針、人工授精用器具その他液体（生乳を除く。）が付着する物品を使用する際は、一頭ごとに交換又は消毒すること。	13 畜舎その他の衛生管理区域内にある施設及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。注射針、人工授精用器具その他液体が付着する物品を使用する際は、注射針にあっては少なくとも畜房ごとに、人工授精用器具その他の物品にあっては一頭ごとに交換又は消毒すること。	14 家畜舎その他の衛生管理区域内にある施設及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。	14 家畜舎その他の衛生管理区域内にある施設及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。	8 厩舎その他の衛生管理区域内にある施設及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。注射針、繁殖検査用器具その他液体が付着する物品を使用する際は、一頭ごとに交換又は消毒すること。
12 空房又は空ハッチの清掃及び消毒	12 家畜の出荷又は移動により畜房又はハッチ（子牛を個別に飼養するための小型の畜舎をいう。）が空になった場合には、清掃及び消毒すること。	14 家畜の出荷又は移動により畜舎又は畜房が空になった場合には、清掃及び消毒すること。	15 家畜の出荷又は移動により家畜舎又はケージ（家畜を飼養するためのかごをいう。）が空になった場合には、清掃及び消毒すること。	15 家畜の出荷又は移動により家畜舎又はケージ（家畜を飼養するためのかごをいう。）が空になった場合には、清掃及び消毒すること。	9 馬の移動又は出荷により馬房が空になった場合には、清掃及び消毒すること。
13 密飼いの防止（馬を除く家畜）	13 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。	15 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。	16 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。	16 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。	
VI 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処	14 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止（馬を除く家畜）	14 飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場から家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。	16 飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場から家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。	17 飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場から家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。	
15 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止	15 飼養する家畜に特定症状以外の異状（死亡を含む。以下同じ。）であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合（その原因が家畜の伝染性	17 飼養する家畜に特定症状以外の異状であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合（その原因が家畜の伝染性	17 飼養する家畜に特定症状以外の異状であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合（その原因が家畜の	18 飼養する家畜に特定症状以外の異状であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合（その原因が家畜の	10 飼養する馬に異状が確認された場合（その原因が家畜の伝染性疾病によるものではないことが明らかである場合を除く。）には、直ちに獣医師の診療を受けることも

	<p>の原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。)に、直ちに獣医師の診療を受けるとともに、当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこと。当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めると。</p>	<p>疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。)には、直ちに獣医師の診療を受けるとともに、当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこと。当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めると。</p>	<p>伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。)には、直ちに獣医師の診療を受けるとともに、当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこと。当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めると。</p>	<p>に、当該馬が監視伝染病にかかっていることが確認されるまでの間、農場からの馬の移動及び出荷を行わないこと。当該馬が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。</p>
<p>16 毎日の健康観察</p>	<p>16 毎日、飼養する家畜の健康観察を行うこと。</p>	<p>18 毎日、飼養する家畜の健康観察を行うこと。</p>	<p>19 毎日、飼養する家畜の健康観察を行うこと。</p>	<p>11 毎日、飼養する馬の健康観察を行うこと。</p>
<p>17 家畜を導入する際の健康観察等</p>	<p>17 他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における疾病の発生状況、導入する家畜の健康状態の確認等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接させないようすること。</p>	<p>19 他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における疾病の発生状況、導入する家畜の健康状態の確認等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接させないようすること。</p>	<p>20 他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における疾病の発生状況、導入する家畜の健康状態の確認等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接させないようすること。</p>	<p>12 他の農場等から馬を導入する場合には、導入元の農場等における疾病の発生状況、導入する馬の健康状態の確認等により健康な馬を導入すること。導入した馬に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接させないようすること。</p>
<p>18 家畜の出荷又は移動時の健康観察等</p>	<p>18 家畜の出荷又は移動を行う場合には、家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除くとともに、出荷又は移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。</p>	<p>20 家畜の出荷又は移動を行う場合には、出荷又は移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。</p>	<p>21 家畜の出荷又は移動を行う場合には、出荷又は移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。</p>	<p>13 馬の移動又は出荷を行う場合には、移動又は出荷の直前に当該馬の健康状態を確認すること。</p>
<p>Ⅶ 埋却等の準備 19 埋却等の準備 (馬を除く家畜)</p>	<p>19 埋却の用に供する土地(成牛(月齢が満二十四月以上の牛をいう。)一頭当たり五平方メートルを標準とする。)の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。</p>	<p>21 埋却の用に供する土地(肥育豚(月齢が満三月以上のものに限る。)一頭当たり〇・九平方メートルを標準とする。)の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。</p>	<p>22 埋却の用に供する土地(成鶏(日齢が満百五十日以上の子鶏をいう。)百羽当たり〇・七平方メートルを標準とする。)の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。</p>	
<p>Ⅷ 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管 20 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管</p>	<p>20 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。 (1) 衛生管理区域に立ち入った者(家畜の所有者及び従業員を除く。)の氏名及び住所又は所属並びに当該衛生管理区域への立入りの年月日及びその目的(目的にあっては、所属等から明らかならぬ場合を除く。)並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合には、当該国又は当該地域名及び当該国又は当該地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、</p>	<p>22 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。 (1) 衛生管理区域に立ち入った者(家畜の所有者及び従業員を除く。)の氏名及び住所又は所属並びに当該衛生管理区域への立入りの年月日及びその目的(目的にあっては、所属等から明らかならぬ場合を除く。)並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合には、当該国又は当該地域名及び当該国又は当該地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、</p>	<p>23 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。 (1) 衛生管理区域に立ち入った者(家畜の所有者及び従業員を除く。)の氏名及び住所又は所属並びに当該衛生管理区域への立入りの年月日及びその目的(目的にあっては、所属等から明らかならぬ場合を除く。)並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合には、当該国又は当該地域名及び当該国又は当該地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、</p>	<p>14 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。 (1) 導入した馬の種類、頭数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の日 (2) 移動又は出荷を行った馬の種類、頭数、健康状態、移動又は出荷先の農場等の名称及び移動又は出荷の年月日 (3) 飼養する馬の異状の有無並びに異状がある場合にあってはその症状、頭数及び月齢</p>

	<p>衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するため、規程をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 家畜の所有者及び従業者が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域名</p> <p>(3) 導入した家畜の種類、頭数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日</p> <p>(4) 出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日</p> <p>(5) 飼養する家畜の異状の有無並びに異状がある場合にあってはその症状、頭数及び月齢</p>	<p>衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するため、規程をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 家畜の所有者及び従業者が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域名</p> <p>(3) 導入した家畜の種類、頭数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日</p> <p>(4) 出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日</p> <p>(5) 飼養する家畜の異状の有無並びに異状がある場合にあってはその症状、頭数及び月齢</p>	<p>て、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するため、規程をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 家畜の所有者及び従業者が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域名</p> <p>(3) 導入した家畜の種類、羽数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日</p> <p>(4) 出荷又は移動を行った家畜の種類、羽数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日</p> <p>(5) 飼養する家畜の異状の有無及び産卵個数又は産卵重量並びに異状がある場合にあってはその症状、羽数、日齢及び当該異状が確認された農場内の場所</p>	
<p>IX 大規模所有者に関する追加措置</p> <p>21 獣医師等の健康管理指導</p>	<p>21 大規模所有者は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。</p>	<p>23 大規模所有者は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。</p>	<p>24 大規模所有者は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。</p>	<p>15 大規模所有者は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する馬の健康管理について指導を受けること。</p>
<p>22 通報ルールの作成等</p>	<p>22 大規模所有者は、従業者が飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときにおいて、当該大規模所有者（当該大規模所有者以外に管理者がある場合にあっては、当該大規模所有者及び管理者）の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に周知徹底すること。</p>	<p>24 大規模所有者は、従業者が飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときにおいて、当該大規模所有者（当該大規模所有者以外に管理者がある場合にあっては、当該大規模所有者及び管理者）の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に周知徹底すること。</p>	<p>25 大規模所有者は、従業者が飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときにおいて、当該大規模所有者（当該大規模所有者以外に管理者がある場合にあっては、当該大規模所有者及び管理者）の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に周知徹底すること。</p>	<p>16 大規模所有者は、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に周知徹底すること。</p>

※表左の各項目及び番号は、家畜の種類毎の基準の適用を比較するために牛、水牛、鹿、めん羊、山羊の基準で標記している。

【関連条文抜粋】

- (定期の報告)
- 第二十一条の二 法第十二条の四第一項の規定による報告は、農場（畜舎その他の家畜の飼養に関する施設を含む一団の場所をいう。以下同じ。）ごとに、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びひのしの所有者にあっては毎年四月十五日までに、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろぼろ鳥及び七面鳥の所有者にあっては毎年六月十五日までに、別記様式第十四号による報告書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。
- 一 衛生管理区域（農場内において病原体の持込みを防止するために家畜の飼養に係る衛生管理を行うことが必要な区域をいう。以下同じ。）及びその出入口並びに特定疾病又は監視伝染病の発生の予防するために必要な消毒をする設備の設置箇所を明示した農場の平面図
 - 二 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようすとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするために講じた措置の内容を記載した書面
 - 三 衛生管理区域及び畜舎等の出入口付近に設置した特定疾病又は監視伝染病の発生の予防するために必要な消毒をする設備の種類を記載した書面
 - 四 畜舎ごとの家畜の飼養密度を記載した書面

五 埋却の用に供する土地の確保の状況として次に掲げる事項を記載した書類

イ 埋却の用に供する土地の所在地
ロ 埋却の用に供する土地が自己の所有する土地でない場合にあつては、その所有者の氏名又は名称及び当該土地の利用に関する契約の内容

ハ 埋却の用に供する土地の面積及び利用状況

ニ 農場から埋却の用に供する土地までの距離

ホ 埋却の用に供する土地の近隣住民その他の関係者への埋却の実施に関する説明及び当該関係者の承諾の有無

ハ その他埋却の確かつ迅速な実施のため参考となるべき事項

六 焼却又は化製のための準備措置を講じている場合にあつては、その状況として次に掲げる事項を記載した書類

イ 焼却施設又は化製場の名称及び所在地

ロ 農場から焼却施設又は化製場までの距離

ハ 焼却施設又は化製場の近隣住民その他の関係者への焼却又は化製の実施に関する説明及び当該関係者の承諾の有無

七 埋却の用に供する土地、焼却施設又は化製場を確保していない場合にあつては、これらを確保するための取組の状況を記載した書面

ハ 次のイからホまでに掲げる家畜の区分に応じ、当該イからホまでに定める頭羽数以上の家畜の所有者（以下「大規模所有者」という。）にあつては、担当の獣医師の氏名及び所属又は担当の診療施設の名称を記載した書面
イ 牛（月齢が満四月以上のものに限る。） 二百頭（次に掲げる牛にあつては、三千頭）
（同項第十一号に掲げる種をいう。以下同じ。）の牛に限る。）にあつては、月齢が満十七月未満のもの

（2） その他の牛にあつては、月齢が満二十四月未満のもの
ロ 水牛及び馬 二百頭

ハ 鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし 三千頭

ニ 鶏及びうずら 十万羽

ホ あひる、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥 一万羽

九 大規模所有者（馬の所有者を除く。）にあつては、従業員が特定症状（法第十三条の二第一項の症状をいう。以下同じ。）を確認した場合に家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものの写し（報告事項）
第二十一条の三 法第十二条の四第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるもの（その飼養している家畜の頭羽数が、牛、水牛及び馬にあつては一頭、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあつては六頭未満、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあつては百羽未満、だちようにあつては十羽未満の家畜の所有者については、第一号に掲げるものに限る。）とする。

一 その飼養している家畜の種類及び頭羽数 ※2月1日時点の飼養頭羽数（ただし、当該年の2月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあつては、当該出荷又は移動を行った日の前日時点のものとする。）とするが、平成23年については、10月1日時点の頭羽数（ただし、10月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあつては、当該出荷又は移動を行った日の前日時点のものとする。）

二 畜舎等の数
三 法第十二条の三第一項に規定する飼養衛生管理基準の遵守状況及び当該飼養衛生管理基準を遵守するための措置の実施状況

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十月一日）から施行する。

（定期の報告に関する経過措置）

第二条 平成二十三年における改正法による改正後の家畜伝染病予防法（以下「新法」という。）第十二条の四第一項の規定による報告は、第一条の規定による改正後の家畜伝染病予防法施行規則（以下「新規則」という。）第二十一条の二及び第二十一条の三の規定にかかわらず、農場（畜舎及びふ卵舎その他の家畜の飼養に関する施設を含む一団の場所をいう。）ごとに、同年十二月十五日までに、次に掲げる事項（その飼養している家畜の頭羽数が、牛、水牛及び馬にあつては一頭、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあつては六頭未満、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあつては百羽未満、だちようにあつては十羽未満の家畜の所有者については、第一号に掲げるものに限る。）を記載した別記様式による報告書を提出してしなければならない。

一 その飼養している家畜の種類及び頭羽数

二 畜舎及びふ卵舎の数

2 前項の規定による同項第一号に掲げる事項の報告は、平成二十四年における新法第十二条の四第一項の規定による新規則第二十一条の三第一号に掲げる事項の報告とみなすことができる。

定期報告書（現行）

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

住所

氏名〔 法人の場合には、その名称及び
代表者の氏名 〕

印

電話番号 — —

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

1. 基本情報

家畜の所有者の氏名又は名称				
家畜の所有者の住所	郵便番号 —			
管理者の氏名又は名称				
管理者の住所	郵便番号 —			
農場の名称				
農場の所在地	郵便番号 —			
家畜の種類及び頭羽数	乳用雌牛			
	成牛	育成牛	子牛	
	頭	頭	頭	
	肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）			
	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛
	頭	頭	頭	頭
	肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）			
	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛
頭	頭	頭	頭	

家畜の種類及び頭羽数（続き）	繁殖牛			
	成牛	育成牛	子牛	
	頭	頭	頭	
	肥育豚 (子豚を除く。)	繁殖豚		子豚
		成豚	育成豚	
	頭	頭	頭	頭
	採卵鶏		肉用鶏	
	成鶏	育成鶏		
	羽	羽	羽	
	その他 ()	その他 ()	その他 ()	その他 ()
頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)	
畜舎等の数	畜舎	ふ卵舎		

- 注意
- 1 本報告書は、農場ごとに、家畜の所有者（当該所有者以外の管理者がある場合にあっては、当該管理者）が作成し、提出すること。また、本報告書に記載する事項は、当該年の2月1日時点のものとする。
 - 2 「管理者の氏名又は名称」欄及び「管理者の住所」欄には、家畜の所有者以外に当該家畜の管理者がある場合に記入すること。
 - 3 家畜の飼養頭羽数については、当該年の2月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあっては、当該出荷又は移動を行った日の前日時点のものとする。
 - 4 「家畜の種類及び頭羽数」の欄における用語の意義は、次のとおりとする。
 - (1) 「乳用雌牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月未満のものをいい、「子牛」とは日齢が満10日以上で月齢が満4月未満のものをいう。
 - (2) 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満24月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満9月以上満24月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満9月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
 - (3) 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満17月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満7月以上満17月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満7月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
 - (4) 「繁殖牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
 - (5) 「子豚」とは、離乳した豚であつて月齢が満3月未満のものをいう。
 - (6) 「繁殖豚」において、「成豚」とは月齢が満12月以上のものをいい、「育成豚」とは月齢が満3月以上満12月未満のものをいう。
 - (7) 「採卵鶏」において、「成鶏」とは日齢が満150日以上ものをいい、「育成鶏」とは日齢が満150日未満のものをいう。
 - 5 「家畜の種類及び頭羽数」の「その他（ ）」の欄には、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、いのしし、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、その種類ごとに該当するものを括弧内に記入の上、その頭数（羽数）を記入すること。

2. 飼養衛生管理基準の遵守状況

(1) 牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊の場合

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握	レ欄
自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	<input type="checkbox"/>
2. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	レ欄
① 衛生管理区域及び畜舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
② 衛生管理区域に立ち入る者に対して、当日の他の畜産関係施設等への立入りの有無や過去1週間以内の海外からの入国歴（渡航歴）を確認し、必要がある場合を除いて、立ち入らせないようにしている。	<input type="checkbox"/>
③ 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
④ 衛生管理区域に持ち込む衣服及び靴の過去4月以内の海外での使用歴を確認し、必要がある場合を除いて、持ち込ませないようにしている。	<input type="checkbox"/>
3. 野生動物からの病原体の侵入防止	レ欄
飼養する家畜に飲用に適した水を給与している。	<input type="checkbox"/>
4. 衛生管理区域の衛生状態の確保	レ欄
① 畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	<input type="checkbox"/>
② 家畜の体液（生乳を除く。）が付着する物品を使用する際には、1頭ごとに交換又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
③ 空になった畜房又はハッチの清掃及び消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
5. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処	レ欄
① 家畜に異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	<input type="checkbox"/>
② 毎日、飼養する家畜の健康観察を行つている。	<input type="checkbox"/>
③ 出荷又は移動の直前に家畜の健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>
6. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	レ欄
衛生管理区域に立ち入つた者等に関する記録を作成し、1年間保存している。	<input type="checkbox"/>

注意 遵守している項目について、レ欄の にチェック印を付けること。

(2) 豚及びいのししの場合

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握	レ欄
自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	<input type="checkbox"/>
2. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	レ欄
① 衛生管理区域及び畜舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
② 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、着用している。	<input type="checkbox"/>
③ 衛生管理区域に立ち入る者に対して、当日の他の畜産関係施設等への立入りの有無や過去1週間以内の海外からの入国歴（渡航歴）を確認し、必要がある場合を除いて、立ち入らせないようにしている。	<input type="checkbox"/>
④ 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
⑤ 衛生管理区域に持ち込む衣服及び靴の過去4月以内の海外での使用歴を確認し、必要がある場合を除いて、持ち込ませないようにしている。	<input type="checkbox"/>
⑥ 家畜に給与する食品循環資源を原材料とする飼料は、加熱その他の適切な処理が行われたものを利用している。	<input type="checkbox"/>
3. 野生動物からの病原体の侵入防止	レ欄
飼養する家畜に飲用に適した水を給与している。	<input type="checkbox"/>
4. 衛生管理区域の衛生状態の確保	レ欄
① 畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	<input type="checkbox"/>
② 家畜の体液が付着する物品を使用する際には、1頭ごとに（注射針にあつては、少なくとも畜房ごとに）交換又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
③ 空になった畜舎又は畜房の清掃及び消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
5. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処	レ欄
① 家畜に異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	<input type="checkbox"/>
② 毎日、飼養する家畜の健康観察を行っている。	<input type="checkbox"/>
③ 出荷又は移動の直前に家畜の健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>
6. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	レ欄
衛生管理区域に立ち入った者等に関する記録を作成し、1年間保存している。	<input type="checkbox"/>

注意 遵守している項目について、レ欄の にチェック印を付けること。

(3) 鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握	レ欄
自らが飼養する家きんが感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	<input type="checkbox"/>
2. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	レ欄
① 衛生管理区域及び家きん舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
② 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置するとともに、家きん舎専用の靴を設置し、着用している。	<input type="checkbox"/>
③ 衛生管理区域に立ち入る者に対して、当日の他の畜産関係施設等への立入りの有無や過去1週間以内の海外からの入国歴（渡航歴）を確認し、必要がある場合を除いて、立ち入らせないようにしている。	<input type="checkbox"/>
④ 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家きんに直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
⑤ 衛生管理区域に持ち込む衣服及び靴の過去2月以内の海外での使用歴を確認し、必要がある場合を除いて、持ち込ませないようにしている。	<input type="checkbox"/>
3. 野生動物からの病原体の侵入防止	レ欄
① 野生動物の排せつ物が混入するおそれがある水を飲用水として用いる場合に消毒している。	<input type="checkbox"/>
② 野鳥等の野生動物の侵入を防止することができる防鳥ネット等を設置している。	<input type="checkbox"/>
③ 定期的に防鳥ネット等の破損状況を確認し、破損箇所の修繕を行つている。	<input type="checkbox"/>
④ 家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合に、遅滞なく、その破損箇所の修繕を行つている。	<input type="checkbox"/>
4. 衛生管理区域の衛生状態の確保	レ欄
① 家きん舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	<input type="checkbox"/>
② 空になつた家きん舎又はケージの清掃及び消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
5. 家きんの健康観察と異状が確認された場合の対処	レ欄
① 家きんに異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	<input type="checkbox"/>
② 毎日、飼養する家きんの健康観察を行つている。	<input type="checkbox"/>
③ 出荷又は移動の直前に家きんの健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>
6. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	レ欄
衛生管理区域に立ち入つた者等に関する記録を作成し、1年間保存している。	<input type="checkbox"/>

注意 遵守している項目について、レ欄の にチェック印を付けること。

(4) 馬の場合

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握	し欄
自らが飼養する馬が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	<input type="checkbox"/>
2. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	し欄
厩舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒を実施している。	<input type="checkbox"/>
3. 野生動物からの病原体の侵入防止	し欄
飼養する馬に飲用に適した水を給与している。	<input type="checkbox"/>
4. 衛生管理区域の衛生状態の確保	し欄
① 厩舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	<input type="checkbox"/>
② 馬の体液が付着する物品を使用する際には、1頭ごとに交換又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
③ 空になった馬房の清掃及び消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
5. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処	し欄
① 馬に異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	<input type="checkbox"/>
② 毎日、飼養する馬の健康観察を行っている。	<input type="checkbox"/>
③ 移動又は出荷の直前に馬の健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>

注意 遵守している項目について、し欄の にチェック印を付けること。